

平成 28 年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者入試 A 日程 試験問題

## 民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

### 解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 5 枚である。
2. 問題は、問題 1～問題 3 までである（さらに小問がある）。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。そのほか、問題 3 用の解答用紙が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること（問題 3 の解答用紙には、試験科目名の記入は必要ありません）。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

**【問題 1】** 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答用紙の冒頭に「問題 1」と記入すること。

〔問 1〕 以下の四つの概念について、それぞれの異同を明らかにしつつ、簡潔に説明しなさい。

「合意解除」「約定解除事由に基づく解除」「法定解除事由に基づく解除」「手付解除」

〔問 2〕 以下の〔事実〕（1）から（4）を前提として、下記の〔問い〕に答えなさい。

〔事実〕

- （1）2015年4月1日、Aは、甲絵画を所有しており、これを自宅に飾っていた。
- （2）同日、A宅を訪れたBは、一目で甲を気に入り、購入したいと考えた。Bからその旨を告げられたAは、100万円でもなら売却してもよいと返答し、AB間で甲を100万円で売買する契約（以下、「本件売買契約①」とする）が締結された。
- （3）本件売買契約①においては、代金100万円のうち10万円は、その場で、BがAに支払い、残額90万円は、同月5日に、BがA宅に持参して支払うこと、甲が大型の絵画であり、かなりの重量となるため、B宅の壁面を補強するなどの受け入れ準備が整うまでの間は、AがBのために甲を保管し、実際に、甲を引き渡すのは、5月1日とすることが、AB間で合意された。Bはその場でAに10万円を支払い、4月5日に、90万円をA宅に持参して支払った。
- （4）4月10日、A宅を訪れたCは、一年ほど前にA宅を訪れた折から甲を気に入っており、購入したいと考えていたこと、現金120万円の用意があることをAに告げたところ、Aは、150万円でもなら売却してもよいと返答した。その際、Aは、Cに対して、本件売買契約①が締結されたことに関して、何も告げなかった。本件売買契約①が締結されたことなど全く知らないCは、どうしても、甲を入手したいと考え、150万円支払ってもよいと返答し、AC間で、甲を150万円で売買する契約（以下、「本件売買契約②」とする）が締結された。Cは、その場でAに150万円を支払い、Aから引き渡された甲を自宅に持ち帰った。

〔問い〕

2015年5月1日、Bは、甲を引き渡すようAに求めたところ、Aから、AC間で本件売買契約②が締結されたこと、及び、甲はC宅にあることを知らされた。Bは、Cに対して、甲を自分に引き渡すよう求めたいと考えている。本件売買契約①が本件売買契約②よりも先に締結されたこと、及び、Bの受け入れ準備が整うまでの間は、AがBのために甲を保管するという合意がAB間でなされたことは、どのような意味をもつのかを明らかにしつつ、甲をめぐるBとCの法律関係について、論じなさい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

**【問題 2】** 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、**【問題 1】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

〔問 1〕

以下の概念について、簡潔に説明しなさい。

(1) 二重起訴（重複起訴）の禁止

(2) 間接事実

〔問 2〕

Xが、Yを被告として、200 万円の貸金債権（以下、「XY債権」という）の履行を求める訴え（以下、「本訴」という）を提起した。本訴の口頭弁論期日において、Yは、Xに対して有する 300 万円の売買代金債権（以下、「YX債権」という）を自働債権とする訴訟上の相殺の抗弁を提出した。裁判所が、「XY債権 200 万円と YX債権 300 万円がともに存在し、相殺適状にある」との心証に達したとする。この場合に、裁判所がすべき本案判決の内容とその判決が確定したときに生じる既判力の内容を説明しなさい。なお、訴訟要件や相殺の適法要件について検討する必要はない。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

**【問題3】** 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。解答は、【問題3】用の解答用紙に書きなさい。

〔問1〕 下記の1～10の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。なお、問題文に明示していない限り、定款には別段の定めはないものとする。

1. 判例によれば、定款に記載のない会社法28条2号の財産引受は、成立後の会社が追認することで有効となる。
2. 株券発行会社における株式の譲渡は、株券の交付がなければ、当事者間においても効力を生じない。
3. 判例によれば、会社法201条3項4項に定める通知又は公告を欠くことは、新株発行差止請求をしたとしても差止め的事由がないためにこれが許容されないと認められる場合でない限り、新株発行の無効原因となる。
4. 一部の株主への株主総会の招集通知漏れは、その通知漏れの範囲如何にかかわらず、株主総会決議の不存在事由となる。
5. 法人は株式会社の取締役になることはできないが、持分会社の業務執行社員になることはできる。
6. 判例によれば、会社法上必要な承認を得ずに、取締役が第三者のために会社との間でなした利益相反取引については、取引の安全の見地より、善意の第三者を保護する必要があるから、会社は、その取引について会社法上必要な承認を受けなかったことのほか、相手方である第三者が悪意（その旨を知っていること）であることを主張し、立証して始めて、その無効をその相手方である第三者に主張し得る。
7. 判例によれば、会社法335条2項の規定は、弁護士の資格を有する監査役が特定の訴訟事件につき会社から委任を受けてその訴訟代理人となることまでを禁止するものではない。
8. 株主は、会社法429条1項の第三者たりえない。

《次頁に続く》

9. A株式会社の株主Xが適法に株主代表訴訟を提起していたとき、A社を消滅会社とする吸収合併が効力を生じると、合併対価が何であるかにかかわらず、Xの提起していた株主代表訴訟は却下される。

10. 株式交換も株式移転も、新たに完全親会社が設立される。

[問2]

Y株式会社は、監査役設置会社である。Y社は、平成27年6月25日に定時株主総会を開催し、計算書類の承認決議（以下、「本件決議」という。）を行った。しかし、当該計算書類は、監査役監査を受けていないものであった。Y社株主Xは、同年7月30日に、監査役監査がないことを理由として、本件決議の無効確認の訴えを提起した。ついでXは、同年10月10日に、監査役監査がないことを理由として、本件決議の取消しの訴えを追加した。Xの請求は認められるか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

[問 1]

各種の解除について、異同を問うものである。

[問 2]

動産物権変動の対抗と即時取得について問うものである。

問題 2

[問 1]

(1) 民訴法 142 条についての理解を問う問題である。

(2) 民事訴訟における「事実」のカテゴリーに関する理解を問う問題である。

[問 2]

相殺の抗弁に関する既判力（民訴 114 条 2 項）についての理解を問う問題である。

問題 3

[問 1]

問 1 は、会社法の諸規定（その趣旨も含む）や最高裁判例の正確な理解を問う問題である。

[問 2]

問 2 は、監査役監査を欠く計算書類を承認する株主総会決議の効力を問う問題である。最判昭和 54 年 11 月 16 日民集 33 卷 7 号 709 頁の判示内容を踏まえた論述が求められる。